

「体罰」は法律で禁止されています

令和元年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月1日から施行されました。

親には、子どもの利益のために監護・教育をする権利・義務があります。このため、親は、子どもを養育し、教育するためのしつけをしますが、「理想の子どもに育てよう」、「将来困らないようにしつけたりしつけなくては」、「他人に迷惑をかけない子どもに育てなくては」等といった思いから、時には、しつけとして子どもに罰を与えようとするものもあるかもしれません。

しかし、たとえしつけのためだと親が思っても、**身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）**である場合は、**どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されています。**

これは親が子育てに悩んだとき、適切な支援につながるよう、子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰等によらない子育てを社会全体で推進することを目的としたものです。

「体罰」等は

子どもの権利侵害にあたる行為です

大人に対する叩く、殴る、暴言を言う等の行為が人権侵害として許されないのと同様に、子どももまた、尊厳を有する人権の主体であり、叩く等の行為は人権侵害として許されません。

全ての子どもは、健やかに成長・発達し、その自立が図られる権利が保障されることが、平成28年の児童福祉法の改正によって明確化され、保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することについて、第一義的責任を負うとされています。

また、全ての国民は、子どもの最善の利益を考え、年齢や成熟度に応じて子どもの意見が考慮されるように努めることとされています。

昨今の児童相談所への児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。

「しつけ」と「体罰」はちがいます

「体罰」とは
子どもの**身体に何らかの苦痛**を引き起こし、または**不快感を意図的にもたらす行為（罰）**です。



「しつけ」とは
子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、**子どもをサポートして社会性を育む行為**です。



この中には、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至る等の重篤な結果につながるものもあります。

令和2年に施行された児童福祉法等の改正法を踏まえ、子どもの権利が守られる体罰等のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかなくてはなりません。

